

岡山県公報		発行 岡山県	
目次	担当課（室）	目次	
【告示】 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新 ○ 指定居宅介護支援事業者の指定 ○ 保安林の指定 ○ 保安林の指定予定 ○ 保安林の解除予定 ○ " ○ 道路の区域変更 【公告】 ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧 ○ 土地改良区の定款変更の認可 ○ 二級建築士の免許の取消し ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 【選挙管理委員会】 ○ 個人演説会等を開催することができる施	健康推進課 " " " 長寿社会課 治山課 " " " 道路整備課 経営支援課 耕地課 建築指導課 " 選挙管理委員会	設の指定 【警察本部】 ○ 自動車保管場所証明関係業務の委託に係る岡山県警察本部長が認める法人の認定の審査 【公安委員会】 ○ 安全運転管理者等講習の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人等の認定の審査 ○ パーキング・チケット発給設備の管理等業務の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人の認定の審査 ○ 指定自動車教習所職員講習の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人等の認定の審査 ○ 仮免許試験補助事務の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人の認定の審査 ○ 取得時講習の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人等の認定の審査 ○ 高齢者講習、認知機能検査等の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人の認定の審査	交通規制課 交通企画課 交通規制課 運転免許課 " " "

岡山県告示第五百二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十七年十一月六日

指定した医療機関

名 称

所 在 地

指 定 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆 太

富永薬局水島店

倉敷市中畝二・八・二一

平成二十七年十月一日

くすりのラブ薬局二階町店

津山市二階町三

平成二十七年十月一日

くすりのラブ薬局津山東店

津山市押入一・三六・一六

平成二十七年十月一日

エスマイル薬局八王寺店

倉敷市八王寺町字大道南二八七・四九

平成二十七年十一月一日

岡山県告示第五百二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十七年十一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
富永薬局水島	倉敷市水島西弥生町六・一二	平成二十七年九月三十日
くすりのラブ薬局二階町店	津山市二階町三	平成二十七年九月三十日
くすりのラブ薬局津山東店	津山市押入一・三六・一六	平成二十七年九月三十日

岡山県告示第五百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十七年十一月六日

指定を更新した医療機関

岡山県知事 伊原木 隆 太

名 称

所 在 地

更新年月日

哲西町診療所

新見市哲西町矢田三六〇四

平成二十七年十一月一日

エース薬局

笠岡市二番町七・一〇

平成二十七年十一月一日

ほくぼう薬局

真庭市上水田三八二四・一

平成二十七年十一月一日

平成27年11月6日 岡山県公報 第11734号

岡山県告示第五百三十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成二十七年十一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

さざなみうらか生活介護のなんでも相談

2 所在地

岡山県備前市日生町日生一四三九番地一〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人悠久の風AskusひなせNetwork

2 所在地

岡山県備前市日生町日生二三六四番地二

三 指定年月日

平成二十七年十一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇七四八

五 サービスの種類

居宅介護支援

平成27年11月6日 岡山県公報 第11734号

岡山県告示第五百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成二十七年十一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林の所在場所

瀬戸内市牛窓町牛窓五九七の一、六〇九の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び瀬戸内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岡山県告示第五百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

総社市小寺西ノ奥一五五二の一九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成27年11月6日 岡山県公報 第11734号

岡山県告示第五百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十七年十一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

倉敷市児島稗田町字大谷二九二二の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岡山県告示第五百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十七年十一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

倉敷市児島下の町七丁目六六九の三から六六九の六まで、六六九の八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岡山県告示第五百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 東安倉鴨方線
- 三 道路の区域

区 域		新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
浅口市鴨方町六条院東字宮之前一六六七番一地从先から	浅口市鴨方町六条院中字池底五二二九番一地从先まで	新	一一・一 六三・五	一四八九・〇
浅口市鴨方町六条院東字宮之前一六六七番一地从先から	浅口市鴨方町六条院中字西濁田三九五七番一地从先まで	新	六・七 一七・三	一五五七・八
浅口市鴨方町六条院東字宮之前一六六七番一地从先から	浅口市鴨方町六条院中字西濁田三九五七番一地从先まで	旧	六・七 一七・三	一五五七・八

平成27年11月6日 岡山県公報 第11734号

〔四四四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年十一月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ドラッグコスモス桜が丘店
所在地 赤磐市桜が丘東五丁目五番三二〇ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十八年六月二十九日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千三百五平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 四十五台
 - (2) 駐輪場の収容台数 十五台
 - (3) 荷さばき施設の面積 五十平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 十一・六一立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

平成27年11月6日 岡山県公報 第11734号

午前十時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで(二十四時間)

二 届出年月日

平成二十七年十月二十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十七年十一月六日から平成二十八年三月七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び赤磐市産業振興部商工観光課

平成27年11月6日 岡山県公報 第11734号

(四四五)土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、
土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年十一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

児島湾土地改良区

二 認可年月日

平成二十七年十月二十七日

〔四四六〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

平成二十七年十一月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

平成二十七年十月二十八日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

中川 俊視 二級建築士 第一四六一号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため

平成27年11月6日 岡山県公報 第11734号

〔四四七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年十一月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市正崎字行末九二三・三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区北方二丁目一・一九・四〇四号

池田 知隆

池田 絵里

三 許可番号

岡山県指令建指第一八二号

岡山県選管告示第六十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設として、倉敷市選挙管理委員会から、次の施設を指定した旨報告があつた。

平成二十七年十一月六日

岡山県選挙管理委員会
委員長 岡 本 研 吾

施設 の 名 称	所 在 地	施設の 管理者	施設 の 程 度			指 定 年 月 日
			面 積	収 容 人 員	照 明	
国民宿舍良寛荘	倉敷市玉島柏島四七八	シダックスフード サービス株式会社	会議室 一〇五・一六 ² m ² 研修室 一〇九・九二 ² m ² 大広間（一）三二 二六四 ² m ²	四〇人 七〇人 一〇〇人	有 有 有	平成二十七年九月十八日

岡山県警察告示第六十一号

自動車保管場所証明関係業務の委託に関し、当該業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める法人の認定の審査を、次のとおり実施する。

平成二十七年十一月六日

岡山県警察本部長 齊藤良雄

一 認定の審査に係る業務

自動車保管場所証明関係業務

二 業務の内容等

1 業務の内容

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）に基

づく次の業務

(1) 現地調査業務

(2) 電算入力業務

2 実施場所

(1) 現地調査業務

次の表に掲げる警察署等

警察署等	所在地
岡山中央警察署	岡山市中区浜一丁目一九番三九号
岡山東警察署	岡山市東区西大寺中野五〇一番地九
岡山西警察署	岡山市北区野殿東町二番一〇号
岡山南警察署	岡山市南区泉田五丁目四番六号
岡山北警察署	岡山市北区御津草生二〇九〇番地
赤磐警察署	岡山市東区瀬戸町瀬戸一六六番地

平成27年11月6日 岡山県公報 第11734号

津山警察署	真庭警察署	新見警察署	高梁警察署	総社警察署	井原警察署矢掛幹部派出所	井原警察署	笠岡警察署	玉島警察署	水島警察署	倉敷警察署	児島警察署	玉野警察署	瀬戸内警察署	備前警察署
津山市林田七七番地	真庭市江川八二一番地一	新見市新見三八九番地一	高梁市段町一〇一七番地一	総社市真壁四二六番地一	小田郡矢掛町里山田九二五番地一	井原市西江原町八五九番地一	笠岡市六番町二番地三	倉敷市玉島一三五四番地	倉敷市水島南幸町四番一号	倉敷市大島四五一番地一	倉敷市児島駅前四丁目八三番地	玉野市宇野一丁目一三番一号	瀬戸内市牛窓町牛窓四七八〇番地一一	備前市伊部二七六番地一

美作警察署	美作市明見三三三番地一
美咲警察署	久米郡美咲町打穴中一〇八二番地二

(2) 電算入力業務

岡山市北区いずみ町一一番一号

岡山県警察本部交通部交通規制課交通管制センター

3 委託予定期間

平成二十八年五月一日から平成三十一年二月二十八日まで

三 認定要件

認定を受けることができる法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。

1 組織要件

(1) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び

意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

- (2) 岡山県内に事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有していること。
- (3) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（これらに相当する他の保険制度を含む。）に係る保険料を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。

- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登録されていること。

2 能力要件

- (1) 事務所等に、本件業務を監督する者（安全運転管理者又は運行管理者としての経歴を有する者に限る。以下「監督員」という。）を配置することができること。
- (2) 本件業務を行うために必要な資機材を本件業務の履行場所に調達することができること。

- (3) 本件業務に従事する被用者等に対し、自動車保管場所証明関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする法人は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 別途定める様式による書類

ア 役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 役員が三(1)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等（保険料の未納額がないことに係る証明書等）

エ 三(4)の要件を満たしていることを誓約する書類

オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 監督員として指定する者の略歴等を記載した名簿（申請時において確保している者（申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）に限る。）

キ 申請時において監督員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した

書類

ク 本件業務に係る資機材の調達に係る書類

(2) 申請者の様式による書類

ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）

イ 役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

エ 三（五）に該当することを証明する入札参加資格認定通知書の写し等
オ 監督員として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出期間

平成二十七年十一月十二日から平成二十八年一月十四日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。

3 提出場所

岡山市北区内山下二丁目二番六号

岡山県警察本部交通部交通規制課

4 提出方法

3の提出場所に持参の上、提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

平成二十七年十一月六日から平成二十八年一月八日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山県警察本部交通部交通規制課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの）を同封して、四3の場所（郵便番号七〇〇・八五二二）に請求すること（平成二十八年一月五日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から平成三十一年二月二十八日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目二番六号

岡山県警察本部交通部交通規制課

電話（〇八六）二三四・〇一一〇（内線五一六六）

平成27年11月6日 岡山県公報 第11734号

岡山県公安委員会告示第百八十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条の二第三項及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八条の三の規定により、安全運転管理者等講習の委託に関し、当該講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める者の認定の審査を、次のとおり実施する。

平成二十七年十一月六日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務

安全運転管理者等講習

二 業務の内容等

1 業務の内容

法第百八条の二第一項第一号に掲げる安全運転管理者等に対する講習

2 実施場所

岡山県公安委員会が別途指定する場所

3 委託予定期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

1 組織要件

(1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。

(2) 法人にあつては、次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと（法人でない者にあつては、これに準ずるものとする。）。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(3) 岡山県内に事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有していること。

(4) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（これらに相当する他の保険制度を含む。）に係る保険料を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。

(6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に記載されていること。

(7) 岡山県収入証紙条例（昭和三十九年岡山県条例第二十一号）第五条第一項の規定により知事から指定を受けた売りさばき人であり、本件業務の履行場所に売りさばき場所を確保することができること。

2 設備要件

本件業務を行うために必要な資機材を本件業務の履行場所に調達することができること。

3 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者（以下「管理責任者」という。）を配置することができること。

(2) 安全運転管理者等の講習に関する規程（昭和四十七年岡山県公安委員会規程第三号）に定めるところにより、本件業務の実施に必要な人数の講習指導員を本件業務の履行場所に配置することができること。

(3) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする者は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 法人にあつては、役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 法人にあつては、役員が三(一)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等(保険料の未納額がないことに係る証明書等)

エ 三(五)の要件を満たしていることを誓約する書類

オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 管理責任者として指定する者及び本件業務に従事する講習指導員の略歴等を記載した名簿(いずれも申請時において確保している者に限る。ただし、申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。)

キ 申請時において管理責任者又は必要な講習指導員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類

ク 本件業務に係る資機材の調達に係る書類

(2) 申請者の様式による書類

ア 法人にあつては、定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表(申請時の直近年の決算報告)

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 岡山県収入証紙の売りさばき人の指定書の写し等

オ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

カ 法人でない者にあつては、その他岡山県公安委員会が必要と認める書類

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 法人にあつては、登記事項証明書(全部事項証明書のうち、履歴事項証明書)

イ 法人にあつては、役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。)

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書(未

平成27年11月6日 岡山県公報 第11734号

納の税額がないことに係る証明書)

エ 三1(6)に該当することを証明する入札参加資格認定通知書の写し等

オ 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出期間

平成二十七年十一月十二日から平成二十八年一月十四日まで(岡山県の休日を含める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する岡山県の休日(以下「岡山県の休日」という。)を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。

3 提出場所

岡山市北区内山下二丁目二番六号
岡山県警察本部交通部交通企画課

4 提出方法

3の提出場所に持参の上、提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

平成二十七年十一月六日から平成二十八年一月八日まで(最終日については、午後四時まで)の間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中(岡山県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、岡山県警察本部交通部交通企画課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>

(3) 郵送配布

返信用の封筒(角形二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの)を同封して、四3の場所(郵便番号七〇〇・八五二二)に請求すること(平成二十八年一月五日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から平成二十九年三月三十一日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目二番六号

岡山県警察本部交通部交通企画課

電話（〇八六）二三四・〇一一〇（内線五〇二三）

平成27年11月6日 岡山県公報 第11734号

岡山県公安委員会告示第百八十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四十九条第三項及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第六条の八の規定により、パーキング・チケット発給設備の管理等業務の委託に関し、当該業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める法人の認定の審査を、次のとおり実施する。

平成二十七年十一月六日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務

パーキング・チケット発給設備管理等業務

二 業務の内容等

1 業務の内容

- (1) パーキング・チケット発給設備の管理業務
- (2) 時間制限駐車区間における駐車 の適正を確保するための指導業務

2 実施場所

- (1) 岡山市北区内山地下地内（パーキング・チケット発給設備六基 二十六枠）
- (2) 岡山市北区石関町地内（パーキング・チケット発給設備四基 二十六枠）
- (3) 岡山市北区京橋町地内（パーキング・チケット発給設備十基 六十九枠）

3 委託予定期間

平成二十八年五月一日から平成三十一年二月二十八日まで

三 認定要件

認定を受けることができる法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。

1 組織要件

- (1) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け

ることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(2) 岡山県内に事務所又は営業所(以下「事務所等」という。)を有していること。

(3) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険(これらに相当する他の保険制度を含む。)に係る保険料を滞納していないこと。

(4) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。

(5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登録されていること。

2 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を監督する者(安全運転管理者又は運行管理者としての経歴を有する者に限る。以下「監督員」という。)を配置することができること。

(2) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする法人は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 役員が三(1)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等(保険料の未納額がないことに係る証明書等)

エ 三1(4)の要件を満たしていることを誓約する書類
オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 監督員として指定する者の略歴等を記載した名簿（申請時において確保している者（申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）に限る。）

キ 申請時において監督員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類

(2) 申請者の様式による書類

ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）

イ 役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

エ 三1(5)に該当することを証明する入札参加資格認定通知書の写し等

オ 監督員として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出期間

平成二十七年十一月十二日から平成二十八年一月十四日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。

3 提出場所

岡山市北区内山下二丁目二番六号

岡山県警察本部交通部交通規制課

4 提出方法

3の提出場所に持参の上、提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

平成二十七年十一月六日から平成二十八年一月八日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山県警察本部交通部交通規制課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの）を同封して、四3の場所（郵便番号七〇〇・八五二二）に請求すること（平成二十八年一月五日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から平成三十一年二月二十八日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、認定を取り消すことがある。

八 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目二番六号

岡山県警察本部交通部交通規制課

電話（〇八六）二三四・〇一一〇（内線五一六六）

岡山県公安委員会告示第百八十九号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条の二第三項及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八条の三の規定により、指定自動車教習所職員講習の委託に関し、当該講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める者の認定の審査を、次のとおり実施する。

平成二十七年十一月六日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務

指定自動車教習所職員講習

二 業務の内容等

1 業務の内容

法第百八条の二第一項第九号の規定による指定自動車教習所の職員に対する講習

2 実施場所

岡山市北区御津中山四四番地三

岡山県運転免許センター

3 委託予定期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

1 組織要件

(1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。

(2) 法人にあつては、次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと（法人でない者にあつては、これに準ずるものとする。）。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け

ることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(3) 岡山県内に事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有していること。

(4) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（これらに相当する他の保険制度を含む。）に係る保険料を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成十四年法律第五百四十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。

(6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に記載されていること。

(7) 岡山県収入証紙条例（昭和三十九年岡山県条例第二十一号）第五条第一項の規定により知事から指定を受けた売りさばき人であり、本件業務の履行場所に売りさばき場所を確保することができること。

(8) 法第九十九条第一項に規定する指定自動車教習所を設置する者又はこれらの者を構成員とする者であること。

2 設備要件

本件業務を行うために必要な施設及び教材を本件業務の履行場所に調達することができること。

3 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者（以下「管理責任者」という。）を配置することができること。

(2) 指定自動車教習所の政令で定める職員に対する講習に関する規程（昭和四十七年岡山県公安委員会規程第四号）に定めるところにより、講習を行うために必要

な人数の講習指導員（本件業務の実施に必要な資格、能力等を有する者に限る。）を本件業務の履行場所に配置できること。

- (3) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする者は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 別途定める様式による書類

ア 法人にあつては、役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 法人にあつては、役員が三(2)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等（保険料の未納額がないことに係る証明書等）

エ 三(1)(5)の要件を満たしていることを誓約する書類

オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 管理責任者として指定する者及び本件業務に従事する講習指導員の略歴等を記載した名簿（いずれも申請時において確保している者に限る。ただし、申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）

キ 申請時において管理責任者又は必要な講習指導員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類

ク 本件業務に係る施設及び教材の調達に係る書類

- (2) 申請者の様式による書類

ア 法人にあつては、定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 岡山県収入証紙の売りさばき人の指定書の写し等

オ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

カ 法人でない者にあつては、その他岡山県公安委員会が必要と認める書類

- (3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 法人にあつては、登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）

平成27年11月6日 岡山県公報 第11734号

イ 法人にあつては、役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

エ 三（六）に該当することを証明する入札参加資格認定通知書の写し等

オ 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出期間

平成二十七年十一月十二日から平成二十八年一月十四日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。

3 提出場所

岡山市北区御津中山四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課（岡山県運転免許センター内）

4 提出方法

3の提出場所に持参の上、提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

平成二十七年十一月六日から平成二十八年一月八日まで（最終日については、午後四時まで）の間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、岡山県警察本部交通部運転免許課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼った

もの）を同封して、四3の場所（郵便番号七〇九・二一九二）に請求すること（平成二十八年一月五日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から平成二十九年三月三十一日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 問い合わせ先

岡山市北区御津中山四四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課

電話（〇八六）七二四・二二〇〇（内線五二〇）

岡山県公安委員会告示第百九十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条第一項及び
道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十一条の四の二の規定によ
り、仮免許試験補助事務の委託に関し、当該事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能
力を有すると認める法人の認定の審査を、次のとおり実施する。

平成二十七年十一月六日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務

仮免許試験補助事務

二 業務の内容等

1 業務の内容

法第八十九条第一項の規定による免許申請書の受理、法第九十二条第一項に規定
する運転免許証の作成及び交付並びに法第九十七条第一項第一号及び第三号に掲げ
る事項について行う運転免許試験の事務のうち、仮運転免許に係るものの補助に関
する事務

2 実施場所

岡山県公安委員会が別途指定する場所

3 委託予定期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることができる法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とす
る。

1 組織要件

(1) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又は
これらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか
を問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準
ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする
法人でないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け

ることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(2) 岡山県内に事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有していること。

(3) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（これらに相当する他の保険制度を含む。）に係る保険料を滞納していないこと。

(4) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。

2 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者（以下「管理責任者」という。）を配置することができること。

(2) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする法人は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 役員が三(1)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等（保険料の未納額がないことに係る証明書等）

エ 三(4)の要件を満たしていることを誓約する書類

才 事務所等の所在地等を記した書類

力 管理責任者として指定する者の略歴等を記載した名簿（申請時において確保している者に限る。ただし、申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）

(2) 申請者の様式による書類

ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）

イ 役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

エ 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出書類の特例

認定の審査に係る申請を行う法人が法第九十九条第一項の規定による指定自動車教習所の指定を受けている場合にあつては、所定の認定審査申請書のほか、1(1)ウ及び(3)ウに掲げる書類の提出をもって足りることとする。

3 提出期間

平成二十七年十一月十二日から平成二十八年一月十四日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。

4 提出場所

岡山市北区御津中山四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課（岡山県運転免許センター内）

5 提出方法

4の提出場所に持参の上、提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

平成二十七年十一月六日から平成二十八年一月八日まで（最終日については、午後四時まで）の間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、岡山県警察本部交通部運転免許課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号）に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの（を同封して、四4の場所（郵便番号七〇九・二二九二）に請求すること（平成二十八年一月五日までの消印のあるもの）に限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から平成二十九年三月三十一日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 その他

この審査により認定した法人について、当該認定の後、七の認定の有効期間内に指定自動車教習所における免許の種類の追加の指定が行われたときその他現に認定した本件業務以外のものについて必要かつ適切な組織及び能力があると認められる新たな事情が生じたときは、その法人からの申出により、当該新たな事情に基づく認定の審査を行うことがある。

九 問い合わせ先

岡山市北区御津中山四四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課

電話（〇八六）七二四・二二〇〇（内線五二〇）

岡山県公安委員会告示第百九十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条の二第三項及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八条の三の規定により、取得時講習の委託に関し、当該講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める者の認定の審査を、次のとおり実施する。

平成二十七年十一月六日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務

取得時講習

二 業務の内容等

1 業務の内容

法第百八条の二第一項第四号から第八号までに掲げる講習（岡山県運転免許センターにおけるものを除く。）

2 実施場所

岡山県公安委員会が別途指定する場所

3 委託予定期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

1 組織要件

(1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。

(2) 法人にあつては、次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと（法人でない者にあつては、これに準ずるものとする。）。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け

ることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(3) 岡山県内に事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有していること。

(4) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（これらに相当する他の保険制度を含む。）に係る保険料を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。

2 設備要件

本件業務を行うために必要な施設及び教材を本件業務の履行場所に調達することができること。

3 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者（以下「管理責任者」という。）を配置することができること。

(2) 次に掲げる規程に定めるところにより、本件業務（二一の講習のうち、認定を受けようとするものに限る。）の実施に必要な資格、能力等を有するものとして講習を行うために必要な人数の講習指導員を本件業務の履行場所に配置することができること。

ア 大型車講習、中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習及び第一種免許に係る応急救護処置講習に関する規程（平成六年岡山県公安委員会規程第三号）

イ 第二種免許を受けようとする者に対する講習に関する規程（平成十四年岡山

県公安委員会規程第八号)

ウ 原付講習に関する規程(平成四年岡山県公安委員会規程第五号)

(3) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする者は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 法人にあつては、役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 法人にあつては、役員が三(2)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等(保険料の未納額がないことに係る証明書等)

エ 三(1)(5)の要件を満たしていることを誓約する書類

オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 管理責任者として指定する者及び本件業務に従事する講習指導員の略歴等を記載した名簿(いずれも申請時において確保している者に限る。ただし、申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。)

キ 申請時において管理責任者又は必要な講習指導員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類

ク 本件業務に係る施設等の調達に係る書類

(2) 申請者の様式による書類

ア 法人にあつては、定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表(申請時の直近年の決算報告)

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

オ 法人でない者にあつては、その他岡山県公安委員会が必要と認める書類

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 法人にあつては、登記事項証明書(全部事項証明書のうち、履歴事項証明書)イ 法人にあつては、役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登

記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

エ 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出書類の特例

認定の審査に係る申請を行う者が法第九十九条第一項の規定による指定自動車教習所の指定を受けている場合にあつては、所定の認定審査申請書のほか、1(1)ウ及び(3)ウに掲げる書類の提出をもって足りることとする。

3 提出期間

平成二十七年十一月十二日から平成二十八年一月十四日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。

4 提出場所

岡山市北区御津中山四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課（岡山県運転免許センター内）

5 提出方法

4の提出場所に持参の上、提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

平成二十七年十一月六日から平成二十八年一月八日まで（最終日については、午後四時まで）の間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、岡山県警察本部交通部運転免許課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの）を同封して、四4の場所（郵便番号七〇九・二二九二）に請求すること（平成二十八年一月五日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から平成二十九年三月三十一日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 その他

この審査により認定した者について、当該認定の後、七の認定の有効期間内に指定自動車教習所における免許の種類の追加の指定が行われたときその他現に認定した本件業務以外のものについて必要かつ適切な組織、設備及び能力があると認められる新たな事情が生じたときは、その者からの申出により、当該新たな事情に基づく認定の審査を行うことがある。

九 問い合わせ先

岡山市北区御津中山四四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課

電話（〇八六）七二四・二二〇〇（内線五二〇）

岡山県公安委員会告示第百九十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条第一項及び第百八条の二第三項並びに道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十一条の四の二及び第三十八条の三の規定により、高齢者講習、認知機能検査等の委託に関し、当該講習及び検査を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人の認定の審査を、次のとおり実施する。

平成二十七年十一月六日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務

高齢者講習、認知機能検査及び特定任意高齢者講習

二 業務の内容等

1 業務の内容

法第百八条の二第一項第十二号の規定による高齢者講習、同条第二項の規定による特定任意高齢者講習並びに法第九十七条の二第一項第三号イ及び第百一条の四第二項に規定する認知機能検査

2 実施場所

岡山県公安委員会が別途指定する場所

3 委託予定期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることができる法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。

1 組織要件

(1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他の法人であること。

(2) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(3) 岡山県内に事務所又は営業所(以下「事務所等」という。)を有していること。

(4) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険(これらに相当する他の保険制度を含む。)に係る保険料を滞納していないこと。

(5) 会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。

2 設備要件

本件業務を行うために必要な施設及び教材を本件業務の履行場所に調達することができること。

3 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者(以下「管理責任者」という。)を配置することができること。

(2) 次に掲げる規程に定めるところにより、本件業務の実施に必要な資格、能力等を有するものとして高齢者講習及び特定任意高齢者講習を行うために必要な人数の講習指導員並びに認知機能検査を行うために必要な人数の検査員を本件業務の履行場所に配置することができること。

ア 高齢者講習に関する規程(平成十年岡山県公安委員会規程第七号)

イ 特定任意高齢者講習に関する規程(平成十四年岡山県公安委員会規程第九号)

ウ 認知機能検査に関する規程（平成二十一年岡山県公安委員会規程第四号）
エ 認知機能検査員講習に関する規程（平成二十一年岡山県公安委員会規程第三号）

(3) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする法人は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 役員が三1(2)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等（保険料の未納額がないことに係る証明書等）

エ 三1(5)の要件を満たしていることを誓約する書類

オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 管理責任者として指定する者並びに本件業務に従事する講習指導員及び検査員の略歴等を記載した名簿（いずれも申請時において確保している者に限る。

ただし、申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）

キ 申請時において管理責任者又は必要な講習指導員若しくは検査員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類

ク 本件業務に係る施設等の調達に係る書類

(2) 申請者の様式による書類

ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）

イ 役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

2 工 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等
提出書類の特例

認定の審査に係る申請を行う法人が法第九十九条第一項の規定による指定自動車教習所の指定を受けている場合にあつては、所定の認定審査申請書のほか、1(1)ウ及び(3)ウに掲げる書類の提出をもって足りることとする。

3 提出期間

平成二十七年十一月十二日から平成二十八年一月十四日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。

4 提出場所

岡山市北区御津中山四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課（岡山県運転免許センター内）

5 提出方法

4の提出場所に持参の上、提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

平成二十七年十一月六日から平成二十八年一月八日まで（最終日については、午後四時まで）の間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、岡山県警察本部交通部運転免許課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>
(3) 郵送配布

返信用の封筒(角形二号)に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの(を同封して、四4の場所(郵便番号七〇九・二二九二)に請求すること(平成二十八年一月五日までの消印のあるものに限り受け付ける。))

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から平成二十九年三月三十一日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 問い合わせ先

岡山市北区御津中山四四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課

電話(〇八六)七二四・二二〇〇(内線五二〇)